

静岡てんかん・神経医療センター 実験動物緊急時対応マニュアル

本マニュアルは、「国立病院機構静岡てんかん・神経医療センター動物実験規程」第 21 条の規定に基づき、地震、火災等の緊急時における対応について、職員、患者等の安全、実験データの信頼性、研究の遂行、動物福祉、周辺環境の保全のために作成するものである。

(1) 火災発生時の対応

- ①火災の規模が小さい場合は消火器等を用いて初期消火を行うとともに、通報設備等も用いて直ちに周辺に火災を知らせる。
- ②動物を扱っている場合は可能な限り動物をゲージに戻し、柵或いは床に置く。
- ③機器を扱っている場合は可能な限り緊急停止を行い、ガス、電気、酸素ボンベ等を扱っている場合は直ちに使用を中止する。
- ④火災の規模が大きい場合は身の安全を優先し、直ちに避難をする。
- ⑤飼育室から脱出する際は、動物が逸走しないよう実験施設、保管施設の扉を閉める。

(2) 地震発生時の対応

- ①地震発生時は、自身の安全を確保し安全な場所に避難することを最優先とする。
- ②動物を扱っている場合は可能な限り動物をゲージに戻し、柵或いは床に置く。
- ③動物が外に逸走しないよう、ネズミ返しの設置確認する。
- ④機器を扱っている場合は可能な限り緊急停止を行い、ガス、電気、酸素ボンベ等を扱っている場合は直ちに使用を中止する。
- ⑤飼育室から脱出する際は、動物が逸走しないよう実験施設、保管施設の扉を閉める。

(3) 通報

- ①災害発生時は被災状況を以下へ連絡する。
 - 一 実験の責任者
 - 二 管理課（時間外においては事務当直）
- ②実験の責任者は被害状況を把握し、速やかに動物実験委員会委員長に以下

について報告する。

- 一 人身事故の有無
- 二 実験動物への被害
- 三 薬品の保管状況
- 四 建物、設備の被害状況
- 五 ライフラインの状態
- 六 物的、人的援助の必要性
- 七 その他必要な事項

③動物実験委員会委員長は、②の報告を受けた後、院長へ必要事項を報告する。

(4) 復旧

①実験責任者又は実験担当者は、災害状況が落ち着いた後、速やかに飼育室内外への動物の逸走の有無について確認する。飼育室内にて逸走動物を発見した場合は、直ちにゲージに収容する。飼育室外への逸走が確認された場合は、(3)と同様に関連部署へ連絡する。

②実験責任者又は実験担当者は、速やかにガス、水道、電気、空調等の点検を施設管理担当部署へ依頼する。

③実験責任者は、給餌、給水体制の状況を確認し、飼育管理体制の復旧を行う。

④院内及び近隣の被害状況及びライフライン等の復旧の進捗状況により、飼育動物の健康管理や適切な飼育管理が困難と予想される場合は、動物実験委員会委員長と実験責任者が協議し、飼育動物を安楽死させる。但し、不要な殺処分は避けるよう、努めなければならない。

(5) その他

①緊急時に備え、飼料、飲水等は、約2週間の備蓄を行う。

②実験責任者は、二次災害を誘因させる恐れのある危険物、可燃物、薬品等を適切に管理、保管をしなければならない。

③大規模災害が起こった際は、ホームページ等で以下の状況等を公表する。

- 一 飼育施設、飼育設備の状況
- 二 実験動物の状況